

# 東日本大震災により被害を受けられた方へ

国税局・税務署からのお知らせ

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。

	税制上の措置	概要
1	申告・納付等の期限延長	大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。 1 地域指定による延長(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県) 2 個別の申請による延長(上記1以外の地域の方は、申請により延長されます。)
2	所得税の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税の軽減又は免除を受けることができます。(「I 所得税の軽減免除について」参照)
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
4	住宅借入金等特別控除の特例	大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※税制上の措置、申告・納付等の手続など必要な情報は「国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】」で確認できます。

## I 所得税の軽減免除について

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法(所得税法に基づく「雑損控除」といいます。)、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 <sup>(注)</sup> は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方です。</p> <p>① <math>\frac{\text{損害金額} - \text{保険金等で補てんされる金額}}{\text{所得金額の10分の1}}</math></p> <p>② <math>\frac{\text{上記差引損失額のうち災害関連支出の金額}}{5\text{万円}}</math></p> <p>※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。</p>	<p>所得税の軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

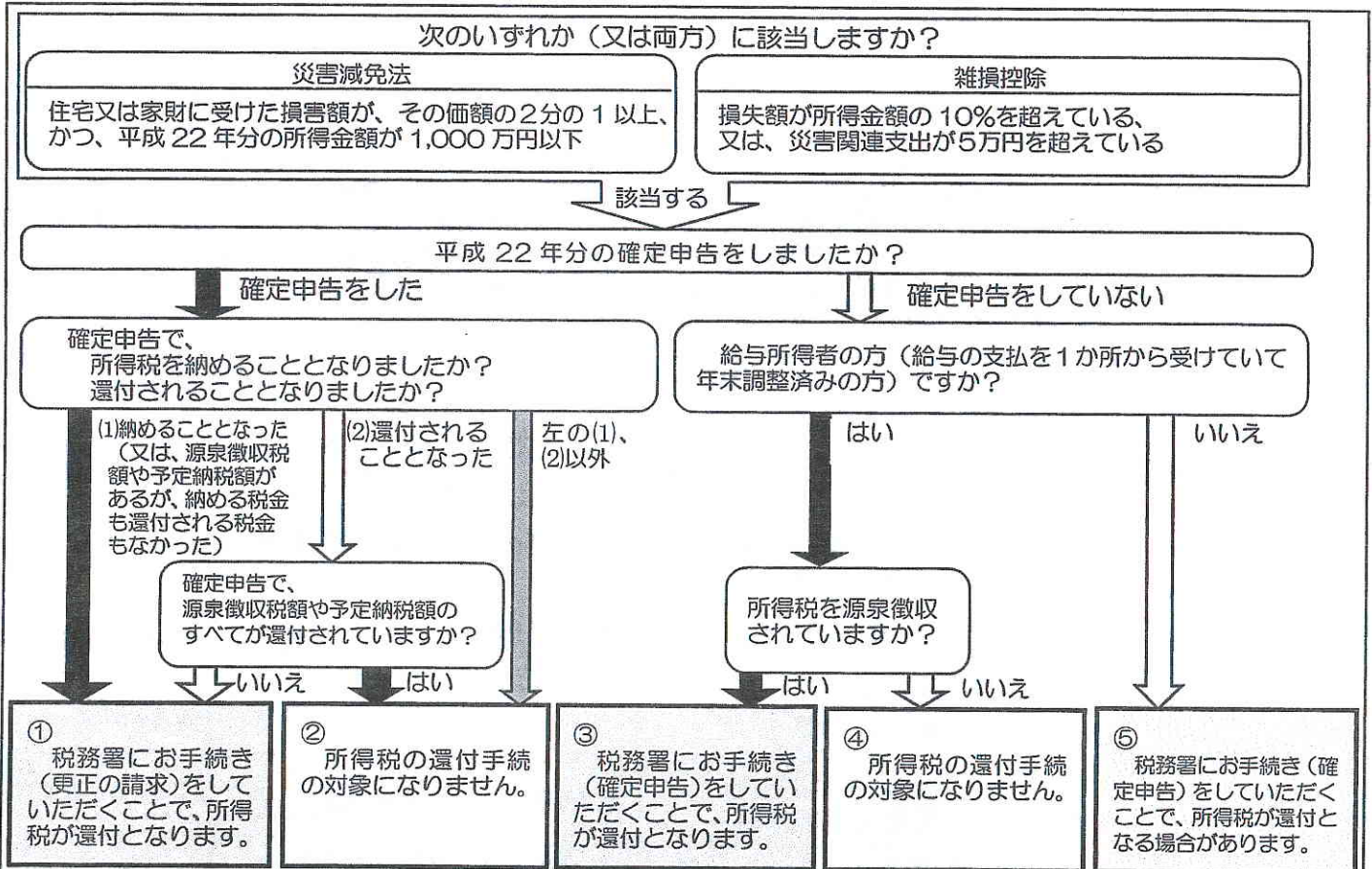
(注)「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

## II お手続きの方法

所得税を軽減 免除する年分	確定申告 の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を 済ませている方	平成 22 年分の 更正の請求	① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④ 市町村から交付された「り災証明書」 ⑤ 所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥ 平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を 済ませていない方	平成 22 年分の 確定申告	上記①～⑤の書類のほか、 平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
平成 23 年分	平成 23 年分の 確定申告		上記①～⑤の書類のほか、 平成 23 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

## III 平成 22 年分の所得税の還付に関する判定表

東日本大震災により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、災害減免法又は雑損控除の適用により、平成 22 年分の源泉徴収された所得税や納付した所得税の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。



(注) 東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、平成 22 年分の還付手続の対象とならない方でも、平成 23 年分の所得税の軽減等を受けられる場合があります。

## お手続きのサポートのご案内

### ☎ 電話相談・税務署窓口でのご相談

お手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く）】

（注）仙台国税局管内の税務署に電話をおかけになる場合には、自動音声案内にしたがって専用番号「0（ゼロ）」を選択してください。

### 🌐 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。